

熊谷市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊谷市犯罪被害者等支援条例（令和元年条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪行為であって、警察にその被害が認知され、かつ、当該認知した事実を警察への照会等により市長が確認できるものをいう。

(2) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に定めるやむを得ない事由により市内に居所を有することとなった者をいう。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力（同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を含む。以下「配偶者からの暴力」という。）を受け、当該配偶者からの暴力を避けるため、市内に一時的に居所を定めたこと。

イ 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発により住居が滅失し、又は著しく損傷したことにより、市内に一時的に居所を定めたこと。

ウ その他特に市長が認める事由

(3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病（法第2条第5項に規定する重傷病をいう。以下同じ。）をいう。

(4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

（見舞金の支給対象者）

第3条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者であって、当該犯罪行為が行われたときに市民であったもの（以下「死亡被害者」という。）の遺族のうち、次条第2項の規定により第1順位の遺族となるもの（以下「第1順位遺族」という。）

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者であって、当該犯罪行為が行われたときから重傷病見舞金を申請するときまで引き続き市民であるもの（以下「重傷病被害者」という。）

（遺族の範囲及び順位）

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 死亡被害者の配偶者等（配偶者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者その他これに類するものとして市長が別に定める者をいう。以下同じ。）

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子（養子縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあったと市長が認める場合を含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ

当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- 3 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者はそのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

（見舞金の支給の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に、次のいずれかに該当する親族関係があったとき（当該親族関係が破綻していたと認められる事情があるときを除く。）。

ア 配偶者等

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 三親等内の親族（ア又はイに規定する者を除く。）

- (2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行、脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたとき。

イ 集団的又は常習的に暴力的な不法行為を行うおそれがある

組織に属していたとき。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切であると市長が認めるときは、見舞金を支給する。

(支給の調整)

第6条 重傷病見舞金の支給を受けた者が当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合は、当該重傷病見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該死亡した者の遺族に支給される遺族見舞金の額は、条例第8条第1号の遺族見舞金の額から支給を受けた当該重傷病見舞金の額を控除した額とする。なお、他の地方公共団体等において重傷病見舞金と同種の見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合も同様とする。

2 犯罪被害者又は第1順位遺族が、他の地方公共団体から見舞金と同種の支給を受けているときは、その見舞金の額を減じて得た額を支給するものとする。

(見舞金の支給申請)

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、第4条第3項の規定により選任された代表者をいう。以下この条において「遺族見舞金申請者」という。）は、熊谷市犯罪被害者等見舞金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 死亡被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
 - (2) 犯罪行為が行われたときに死亡被害者が市民であったことを証する住民票の写しその他の証明書
 - (3) 遺族見舞金申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
 - (4) 遺族見舞金申請者が配偶者以外の者である場合は、第1順位遺族であることを証明することができる書類
 - (5) 遺族見舞金申請者が第4条第1項第2号に該当する者である場合は、犯罪行為が行われた当時死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類
 - (6) 第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金代表者選任届（様式第2号）
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 重傷病見舞金の支給を受けようとする重傷病被害者（以下この条において「重傷病見舞金申請者」という。）は、熊谷市犯罪被害者等見舞金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 重傷病を負った日、治療に要する期間及び重傷病の状態に関する医師の診断書
 - (2) 重傷病見舞金申請者の住民票の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項又は前項の規定にかかわらず、特定の事実について公簿等で確認できるときは、第1項又は前項に掲げる書類の一部を省略することができる。
- （見舞金の支給申請の期限）

第8条 見舞金の支給の申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは重

傷病の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

（見舞金の支給決定等）

第9条 市長は、第7条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに見舞金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、熊谷市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第3号)又は熊谷市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

（見舞金の請求）

第10条 前条の規定により見舞金を支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、当該見舞金の支給を請求するときは、見舞金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

（見舞金の支給決定の取消し等）

第11条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金の支給の決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の返還を求めるものとする。

(1) 第5条に規定する見舞金の支給の制限に該当するため、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の返還を求めることが適当であると市長が認めるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の返還を求めることが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給の決定を取り消したとき

は、熊谷市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（報告等）

第12条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

2 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等、病院その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

熊谷市犯罪被害者等見舞金支給申請書

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

住 所
申請者 氏 名
電話番号
犯罪被害者との続柄

熊谷市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則第 7 条の規定に基づき、次のとおり熊谷市犯罪被害者等見舞金の支給を申請します。

1 犯罪被害に関する事項

犯罪被害者	犯罪行為が行われた日時	
	犯罪行為が行われた場所	
	(ふりがな) 氏 名	
	生年月日	
	犯罪行為が行われたときの住所	
被害の発生状況		
被害の程度		☐ 死亡（死亡日： 年 月 日） ☐ 全治 1 か月以上の負傷疾病 ※別紙診断書のとおり
取扱警察署（被害届の受理番号）		都道府県 警察署 (年 月 日 第 号)
犯罪被害者又は第 1 順位遺族と加害者との親族関係の有無及びその続柄		☐ 有（加害者の続柄 ） ☐ 無
(遺族見舞金の申請の場合) 死亡前の重傷病見舞金の支給の有無		☐ 有 ☐ 無
他の地方公共団体から見舞金と同種の支給の有無		☐ 有 ☐ 無
備考		

- 2 申請する見舞金（該当する見舞金に✓）
☐ 遺族見舞金 ☐ 重傷病見舞金

3 その他

- (1) 私は、「熊谷市犯罪被害者等支援条例施行規則」第5条の規定により熊谷市長が見舞金の支給を行わないことができる場合に該当しません。また、この内容に確認の必要が生じた場合は、警察等へ照会することに同意いたします。

熊谷市犯罪被害者等支援条例施行規則

(見舞金の支給の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に、次のいずれかに該当する親族関係があったとき（当該親族関係が破綻していたと認められる事情があるときを除く。）。

ア 配偶者等

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 三親等内の親族（ア又はイに規定する者を除く。）

- (2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行、脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたとき。

イ 集团的又は常習的に暴力的な不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたとき。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

- (2) 私は、申請内容に偽りがないことを認め、見舞金の支給後に偽りその他不正の手段による支給であったと市長が認めた場合には、当該見舞金を市に返還することに同意いたします。

- (3) （遺族見舞金の申請の場合）私は、第1順位遺族（遺族間での協議によって決定された代表者を含む。）に相違ありません。なお、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全て解決することを約束いたします。

（申請者署名）

様式第 2 号（第 7 条関係）

遺族見舞金代表者選任届

年 月 日

熊谷市長 氏 宛

住 所

氏 名

電話番号

犯罪被害者との続柄

私は、遺族見舞金を受けるべき第 1 順位の遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領をする者に選任されたことを届け出ます。

記

私は、上記の者が、遺族見舞金を受けるべき第 1 順位の遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領する者となることに同意します。			
第 1 順位の遺族の氏名	犯罪被害者との続柄	住 所	電話番号

第 1 順位遺族である者のうち、上記欄に署名等ができない者の理由等（未成年者又は所在不明等）については下記のとおり申出します。

第 1 順位の遺族の氏名	犯罪被害者との続柄	署名できない理由

様式第3号（第9条関係）

熊谷市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

文書記号第 号

年 月 日

様

熊谷市長 氏 名

年 月 日付けで申請がありました熊谷市犯罪被害者等見舞金については、次のとおり支給することに決定したので、熊谷市犯罪被害者等支援条例施行規則第9条の規定により通知します。

見舞金 円

様式第4号（第9条関係）

熊谷市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書

文書記号第 号
年 月 日

様

熊谷市長 氏 名

年 月 日付けで支給の申請がありました熊谷市犯罪被害者等
見舞金については、次の理由により支給しないことに決定したので、熊谷市犯
罪被害者等支援条例施行規則第9条の規定により通知します。

理由

教 示

1 審査請求について

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日か
ら起算して3か月以内に、熊谷市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内で
あっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請
求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求
をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日
から起算して6か月以内に、熊谷市を被告として提起することができます。
この場合、当該訴訟において熊谷市を代表する者は、熊谷市長です。ただし、
この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に
対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっ
ても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の
日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを
提起することができなくなります。

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

熊谷市犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日

熊谷市長 氏 宛

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で支給決定通知を受けた見舞金について、熊谷市犯罪被害者等支援条例施行規則第 1 0 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協 支店							
預貯金種別	☐ 普通	☐ 当座	口座番号					
フリガナ								
口座名義人								

様式第6号（第11条関係）

熊谷市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

文書記号第 号
年 月 日

様

熊谷市長 氏 名

年 月 日付け 第 号で支給決定しました熊谷市犯罪被害者等見舞金については、次の理由によりその決定を取り消すことを決定したので熊谷市犯罪被害者等支援条例施行規則第11条の規定により通知するとともに、既に交付を受けている見舞金について返還を求めます。

1 取消の理由

2 返還の期限

教 示

1 審査請求について

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊谷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊谷市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において熊谷市を代表する者は、熊谷市長です。ただし、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。